

令和 6 年 6 月 7 日 (金曜日)

令和 6 年度南三陸町議会 6 月会議会議録

(第 4 日目)

令和6年6月7日（金曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	三浦浩君
総務課長	千葉啓君
企画課長	岩淵武久君
町民税務課長	高橋伸彦君

保健福祉課長	及川	貢君
環境対策課長	菅原	義明君
農林水産課長	遠藤	和美君
商工観光課長	宮川	舞君
建設課長	及川	幸弘君
会計管理者兼会計課長	男澤	知樹君
上下水道事業所長	大森	隆市君
歌津総合支所長	山内	徳雄君
南三陸病院事務部事務長	佐藤	宏明君
教育育長	齊藤	明君
教育委員会事務局長	芳賀	洋子君
代表監査委員	横山	孝明君
監査委員事務局長	佐藤	正文君

事務局職員出席者

事務局長	佐藤	正文
主幹	佐藤	美恵

議事日程 第4号

令和6年6月7日（金曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 同意第 1号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
- 第 3 同意第 2号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
- 第 4 同意第 3号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
- 第 5 同意第 4号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
- 第 6 同意第 5号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
- 第 7 同意第 6号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
- 第 8 同意第 7号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
- 第 9 同意第 8号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
- 第10 同意第 9号 南三陸町農業委員会の委員の任命について

第11 議案第10号 令和6年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）

第12 議案第11号 令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第13 発議第1号 地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分指定事項
の一部改正について

第14 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

本日も円滑な議会運営によろしく御協力くださいますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において9番村岡賢一君、10番今野雄紀君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第 2 同意第 1号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
日程第 3 同意第 2号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
日程第 4 同意第 3号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
日程第 5 同意第 4号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
日程第 6 同意第 5号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
日程第 7 同意第 6号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
日程第 8 同意第 7号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
日程第 9 同意第 8号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
日程第10 同意第 9号 南三陸町農業委員会の委員の任命について

○議長（星 喜美男君） ここで阿部司君が退席をいたします。阿部司君。

〔2番 阿部 司君 退席〕

日程第2、同意第1号南三陸町農業委員会の委員の任命についてから日程第10、同意第9号南三陸町農業委員会の委員の任命についてまで。

お諮りいたします。以上9案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本9案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました、その前に、おはようございます。

ただいま一括上程されました同意第1号から同意第9号までの9件、南三陸町農業委員会の委員の任命について御説明申し上げます。

本件は、現在の農業委員会委員の任期が、本年7月19日をもって満了することから、本年7月20日からの3年を任期として佐藤茜氏、阿部高裕氏、山内勇喜氏、阿部あい子氏、阿部勝吉氏、鈴木麻友氏、菅原博文氏、阿部博之氏、遠藤重幸氏、以上9名を農業委員会委員として任命したいため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） おはようございます。

それでは、同意第1号から第9号まで農業委員会の委員の任命について細部説明をさせていただきます。

議案書21ページから29ページまで、議案関係参考資料は38ページから47ページとなります。

それでは、議案関係参考資料の38ページを御参照願います。

現在の農業委員会委員の任期は令和6年7月19日までとなっておりまして、今回改正に当たって、委員定数9名に対し推薦があったのが9名でございます。表の記載の方々ですが、男性が6名、女性が3名、それから備考記載のとおり、新規の方が3名、継続の方が6名ということになっております。

また、9名のうち、認定農業者の方が3名、認定農業者に準ずる方として1名、利害関係を有しない方が1名となっており、法律の規定においては、委員のうち、認定農業者を過半数とする要件となっておりますが、町内の認定農業者の数が少ないとから、例外規定を適用するものであります。

具体的には、農業委員会の区域内の認定農業者の数が、委員定数の30を乗じて得た数を下回る場合において、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等または認定農業者に準ずる者とすることで、要件を満たすものであります。

現在の委員定数は9名、認定農業者の数は30名、委員定数に30を乗じた数は270名となり、

認定農業者的人数が、この270名を下回ることから、現在推薦をいただいている認定農業者の方3名、認定農業者に準ずる方1名、計4名とするものであります。

なお、任期は令和6年7月20日から令和9年7月19日までとなっております。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） ちょっと今、課長の説明で確認したいことがあったので伺いたいと思います。

本来ならもう少し農業認定者が定数の割合に届かなければいけなかつたというそういう説明だったんですけども、特例というんですか。それで、この人数で大丈夫だというそういう説明でした。

そこで伺いたいのは、先ほど何か、何ぼ掛ける何ぼで二百何人とかというそういう説明あつたんですけども、現在町の農業認定者というのは、先ほど言った30名でいいのか、30名以上か以下なのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 町内の認定農業者の数は30名でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） それで再度伺いたいんですけども、その30名の中で、どうしても、何というんですか、こういった役に当たっていただけなかつたということでこの人数なんでしょうねけれども、本来の規定の人数に届かなかつたこの理由というんですか、原因というか、多分成り手があれだったんでしょうけれども、そのところを簡単にでよろしいですで説明願います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 今般御推薦いただいた9名の方々も同じなんですが、やはり本来の農業、畜産業、そういう本来のなりわいを皆さんも一生懸命やられておりますので、この農業委員会という活動に応募するというのが困難な方もいらっしゃるんだろうというところでございます。今回は基本的には応募ではなくて、皆さん推薦ということですので、なかなか自らというのは、本業が忙しい部分もあるんだろうなというところは推測しております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、同意第1号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより同意第1号を採決いたします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、同意第2号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより同意第2号を採決いたします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、同意第3号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより同意第3号を採決いたします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより同意第4号を採決いたします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより同意第5号を採決いたします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより同意第6号を採決いたします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより同意第7号を採決いたします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、同意第8号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより同意第8号を採決いたします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、同意第9号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより同意第9号を採決いたします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時11分 休憩

午前10時11分 再開

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

阿部司君が着席しております。

日程第11 議案第10号 令和6年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第10号令和6年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第10号令和6年度南三陸町一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し行う事業の所要額のほか、東日本大震災復興交付金返還金、4月1日付人事異動に伴う人件費の整理、調整等を行うものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） おはようございます。

それでは、議案第10号令和6年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）の細部説明を申し上げます。

補正予算書の2ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,816万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ118億4,116万9,000円とするものでございます。

次に、3ページからの第1表歳入歳出予算補正について、款ごとの構成比を申し上げます。

まず、歳入でございます。

1款町税11.3%、10款地方特例交付金0.5%、15款国庫支出金14.4%、16款県支出金5.8%、19款繰入金10.8%、21款諸収入が1.7%、補正されなかった款項に係る額が55.5%となっております。

次に、4ページの歳出の構成比を申し上げます。

1款議会費0.9%、2款総務費21.1%、3款民生費20.0%、4款衛生費10.4%、5款農林水産業費8.9%、6款商工費3.0%、7款土木費6.9%。

5ページをお開き願います。

9款教育費12.3%、12款予備費0.4%、補正されなかった款項に係る額が16.1%となっております。

次に6ページ、第2表債務負担行為補正の追加でございます。

1点目は、固定資産税土地評価等業務は、標準宅地の時点修正及び路線価の評定等に係る業務を今年度から令和8年度まで、債務負担を設定するものでございます。

2点目が、今年1月から3月にかけての暴風波浪被害に対する水産業災害対策資金利子補給として、今年度から令和13年までの期間で、水産業災害対策資金貸付金に係る利子のうち、1.65%に相当する額を限度額として債務負担を設定するものでございます。

続いて、予算の詳細を御説明いたします。

10ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

1款町税1項町民税1目個人の補正額4,224万円につきましては、定額減税により納税者及び扶養1人につき1万円の減税による減額でございます。

その下、10款地方特例交付金1項地方特例交付金1目地方特例交付金4,224万円は、1款町税で説明いたしました定額減税に伴う減収分同額の補填でございます。

次に、15款国庫支出金2項国庫支出金1目総務費国庫補助金3億3,560万円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。詳細は歳出において説明いたしますが、今回の交付金を活用し、住民税非課税世帯及び均等割のみの世帯等に対する支援に充当を予定しております。

同じく15款2目の民生費国庫補助金、補正額242万円につきましては、児童手当拡充に伴うシステム改修への100%補助でございます。

次に、16款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金60万円につきましては、移住支援事業

補助金として、今後申請が見込まれる2名分の補助事業補助金でございます。

11ページをお開き願います。

19款繰入金2項基金繰入金8目財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正に係る各種事業に、町の財政調整基金から9,000万円を加えて事業を進めるものでございます。

21款諸収入4項雑入2目雑入の1節総務費雑入のコミュニティ助成事業助成金につきましては、今年度決定額であり、同額を歳出予算計上しております。

その下、町村地域活性化推進等助成金につきましては、今年度交付見込額として高校魅力化推進事業に充当するものであります。

同じくデジタル基盤改革支援補助金1,689万9,000円につきましては、システム標準化に係る補助金が100%補助となったため、補助上限引上げに伴う補正でございます。

8節教育費雑入の35万円につきましては、JA体験学習支援金として、町内小中学校7校に対し、1校当たり5万円の体験学習支援金でございます。

次に、12ページをお開き願います。

歳出でございます。

町長、冒頭申し上げましたとおり、今回の補正予算につきましては、各科目に共通して4月の人事異動に伴う人件費関連の予算調整を行っておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

それでは、科目別に説明いたします。

13ページの2款総務費1項総務管理費5目財産管理費8,359万9,000円の補正につきましては、財産処分に係る返還が約980万円、過年度復興交付金実績報告に伴う返還が約7,380万円でございます。

12目まちづくり推進費の補正額130万円は、歳入の雑入に計上しておりますコミュニティ助成事業助成金で、名足集会所会議テーブル等備品整備に係る助成金でございます。

その下、最下段の14目地方創生推進費19節扶助費80万円が、歳入の県補助金で説明いたしました今後2名分の執行見込みに対する支援金でございます。

続いて、16ページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費19節扶助費3億2,500万円が、歳入の国庫補助金で説明いたしました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とした住民税非課税世帯に対する支援金でございます。内訳につきましては、新たな住民税非課税世帯、または均等割世帯に対する給付が10万円の450世帯で4,500万円。定額減税の対象とならなかった

対象者7,000人へ4万円を給付するもので、支給額が2億8,000万円でございます。

続いて17ページ、同じく2項児童福祉費1目児童福祉総務費の19節扶助費215万円の補正につきましては、低所得世帯こども加算給付金として、対象となる新たな住民税非課税または均等割世帯に対する給付金5万円を43人に給付するものでございます。

次に、18ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、最下段の12節委託料77万円の補正につきましては、予防接種に係る健康管理システムを4種混合から5種混合へ変更に伴う改修経費を計上するものでございます。

続きまして19ページ、5款農林水産業費1項農業費5目農業農村整備費14節工事請負費、補正額350万円の内訳につきましては、水口沢地区農業用水路、坂の貝川頭首工、田表地区格納庫、雲南前頭首工、堆積土砂撤去に伴う計4か所の農業用施設等整備工事を行うものでございます。

少し飛びます。続いて、23ページをお開き願います。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費13節使用料及び賃借料、補正額200万円につきましては、教師用パソコンデータ保存をクラウド型、いわゆる外づけのハードディスクではなく、ネットワークを通じて文書を保存するものでございます。これに変更するための使用料を計上するものでございます。

24ページをお開き願います。

9款2項小学校費及び3項中学校費に記載のあります10節需用費につきましては、歳入の雑入で説明いたしましたが、JA体験学習支援事業費を主な財源として、各校において体験学習に係る消耗品を購入するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） じゃあ2点ほど伺いたいと思います。

ちょっとページ数いっぱいであれなんですかけれども、町長の説明にもあったように、人事異動による人件費の何ていうんですか、調整ということだったんですが、そこで伺いたいのは、昨今、町のこの職員の方が結構退社しているということも聞いてます。そこで伺いたいのは、定年前に、昨年度というか、何人ぐらい退社されたのか、そしてあと、昨日まで後ろにいま

したけれども、今年度の採用した人数、そのところをもし伺えればと思います。

あともう1点は、ページ数21ページに土木費があるんですけれども、ただ、土木にあまり関係ない、どちらかというと都市計画、取りあえず引っかけるような形なんですが、昨日の工事変更契約で平磯線のあれが出ましたけれども、本来ならそこで私聞きたかったんですが、今聞かさせていただきたいと思います。開通予定の道路なんですけれども、それが開通すると、多分海に向かう、皆さん海に向かうと思うんですけれども、そのときに役場の手前、リッチャーさんのところで上がって、はまゆりのほうに行くと思われます。そこで、テニスコートから海水浴場まで行く間の、例えば花壇であったり、そういったところが、現在は何かあまり管理されてないような形になってて、住民の方からも何人かからなんですが、あのテニスコートの横の花壇取つ払ったほうがいいんでないのかってそういうことを結構聞きますので、多分朝晩散歩していると思われる方なんですが、そういったことで伺いたいのは、あそこのところを7月1日までにそれなりに管理できるかどうか、そこを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 御質問の昨年度、定年前に退職された人数につきましては5名でございます。この4月1日付で採用に関しましては15名でございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 町道のほうの管理ということでございますが、毎年海開き前には清掃といいますか、一定程度除草等をやっております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 海開き前という、そういう、最初人事のほうから。人事のほうは、その人数で分かりました。

あと、道路のほうなんですけれども、海開き前に管理するということなんですけれども、そこで、今までだとあまりあそこの方向から海に行く方々は少ないと思われるんですけども、今回平磯線が開通することによって、多分海に向かう方たちもあそこの道路を通るのが多くなると私は予想というか想定しているんですけども、その際に、やはり常時というか、普通年度通してすっきりと管理する必要があると思われますが、そこのところを再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まさに年度通してきれいに管理するというのは理想ではございますが、延長とか事業費であったりということもございますので、できる限り環境美化に努めて

まいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） たまたま今月の5日が環境の日で、今も環境月間という、そういう月を迎えているわけですけれども、そこで伺いたいのは、私以前、記憶にあるかどうか分からないんですけども、公園管理課とか環境管理課みたいな形で、建設課さんの管理じゃなくて、全体的な何ていうんですか、例えば観光の町としてうたっているわけですので、交流人口拡大の方たちのイメージというんですか、そういったことも大切にする必要があると思われますので、そういった管理もする必要があると思いますが、そのところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 議員お話しされた部分に関しましては、必要性は感じているところでございますけれども、ただ、現状として、なかなか今冒頭申し上げましたように、職員も現状ぎりぎりでやっている状況の中で、新しい課をというふうな部分に関しましては、今後例えば行革等進む中で、人数も採用して、そういった現状のルーチン業務が現状精いっぱいやっているというような部分もございますので、そこはちょっと今後工夫しながらというふうな部分も踏まえながら、検討はさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） おはようございます。じゃあ3点ほどお伺いします。

11ページ、歳入の11ページ、雑入で教育費雑入、JA体験学習支援金で35万円入っておりまます。先ほどの課長の説明ですと、7校に5万円ずつ支援しているということなんですけれども、JAさんは体験学習ということでこの支援をしていると思うんです。それを歳出を見ますと、先ほどの説明の中で消耗品に充てているみたいなんですね。ですから、支援よこしたほうは体験学習に対して助成してよこしたと私はこの予算書を見てそう感じるんです。そうした場合、使い道のほうは消耗品でなくて、やはり子供たちが体験するような畑体験とか野菜体験とか、そういうものに使うべきでなかろうかなと思われますけれども、その内容の消耗品を使うというその内容を説明願います。

それから23ページ、事務局費、教育総務費の中の事務局費、17節の備品購入費15万円とあります。今6月なので、今取らなきやない。当初で取れなかつたのか。そして、それほど急に必要な今15万円で取っているので、必ず今使わなきやない備品なのか、この内訳を御説明願います。

それから次のページ、24ページ、学校管理費の中で、13節使用料及び賃借料、シュレッダーリース料5万円出ております。これもシュレッダーですから、そう進化するものではないですで、学校、小学校のほうなんですけれども、備品として買ったほうがいいのか、これ年5万円だと思われますけれども、リースで払ったほうが得策なのか、その辺の考え方をお示し願います。

先ほど歳入の体験学習の助成金の中の需用費27万5,000円、消耗品ですね。その中学校費の11万円消耗費でありますけれども、この内訳についても御説明願います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） それでは、歳入11ページのJA体験学習支援金なんですけれども、この体験学習の中には、生活科、それから総合的な学習の時間ですとか、防災学習、それからほかの学校行事などに活用するということで、広くJAさんのはうから温かい御支援をいただいて、活用させていただいている支援金でございまして、議員お話しの畠体験というお話がありましたのでそちらで申し上げますと、畠に何か野菜などの苗を植えたりとか、あとそれから耕すための道具だったりとか、そういう部分で消耗品として購入させていただいているので、それも子供たちの体験学習というところでなっているということで、需用費のほうで計上させていただいているところです。これについては毎年いただいておりまして、昨年も同様の扱いとさせていただいておりました。

それから、次が23ページですね。23ページの事務局費の備品購入費の15万円の計上についてなんですけれども、総務課長の説明がありました、その上の13節の使用料及び賃借料で、業務に係るパソコンについてクラウドを導入するということで、そちらの方向で話を進める中にあって、どうしても容量の関係で写真ですとか、どうしてもデータ容量が大きいものについては、クラウドのはうに一緒に保存形態にしてしまいますと、使用料が結構大きくなるということで、その写真ですとか容量が大きい部分については、外づけのハードディスクを購入させていただいて、クラウドとは別に容量の大きいものは外づけのハードディスクを購入するための費用ということで、そこについては当初は従来どおりのサーバー型の保存ということを考えていたんですけども、クラウドのはうに移行するということで、それに伴ってこの備品購入が必要になったということで、当初にはちょっと計上できなかつたという事情があります。

それから、その次のページの24ページ、13節のシュレッダーリース料なんですけれども、もともとあったものは備品として購入していたものなんですけれども、故障によりまして、新

年度になってから故障しまして、今使用不能の状態になっておりまして、そこでどうしてもシュレッダーで学校備品として購入するとなりますと、どうしても小さいものというか、あんまり容量的に機能がどうしても小さいものになってしまうので、そうするとすぐに連続した使用とかができなくなるものが、どうしても学校現場ですとそういう対応をせざるを得ないものですから、この機会にリースというほうが学校現場にとってもよいのではないかということで、リースということで計上させていただいております。

それから、その下の小学校費にもある、それから中学校費にもある需要費の27万5,000円と11万円については、各校5万円ずつの支援金ということでいただいているんですけれども、5万円をちょうど使うのは難しいということで、5,000円ずつ各校上乗せしております、中学校費で申しますと5万5,000円の2校分で、11万円ということで計上させていただいているものです。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、後ろのほうから行きたいと思います。24ページのシュレッダーの件ですけれども、これは年間5万円のリース代でよろしいですね。年間、月ではなくて年間。私言いたいのは、費用対効果を考えた場合、買うときは額が大きくても、シュレッダーだから、10年15年は使えると思うんですけれども、そういうこまい話ですけれども、そういうことまで費用対効果を考えしたものなのか。今後この小学校だけではなくて、そうすると今後もほかの中学校とか、そういうところもリースになる可能性があるのか。例えば単純計算して、年5万円だと10年で50万円になります。そうすると、50万円で備品で購入したほうがいいのかなという気もするんですけれども、今後考えられることは、ほかの学校もそういうリースでいくという、今後の見通しとしてね、そういう考えになるわけですけれども、その辺は今後の見通しはどうなのかということをお伺いします。

それから体験学習、その前の23ページの備品購入については、急遽クラウド使用料がそういうものになった、外づけのものになったということで、これは分かりました。

それから教育費の雑入、7校に5万円ずつということで、体験学習支援金、学校活動にということを御説明いただきましたけれども、今非常に各学校、町外、県内、県外、体験学習の子供たちが年間何百人と来ております。私も一度、その体験のところにお手伝いに行った経験がありますけれども、子供たちが畑に触れて野菜に触れて、都会から来ている人たちなので珍しく、土に入って、土を触って、野菜の成り立ちを覚えて体験していきます。そうした

を考えると、やはり当町、この町の小学生、中学生も、そういう体験も必要でないかなと思われるんですけれども、例えば、例を言えば、田植に行くとか稻刈りに行くとか、そういうことも必要性があると思うんですけれども、そういうことを実際やっているのか、今後の計画の中に体験学習として取り入れていこうとする気持ちがあるのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） まず、1点目のリースについての今後的小中学校の見通しというところなんですけれども、正直言いますと、直せるものは直して使うというところがまず基本だと思っていまして、どうしても部品等がもうなくて対応できないというところにおいては購入、それからリースも含めて、その学校事情等も総合的に確認しながら対応していくというところでございまして、今明確に壊れたものはすぐリースに切り替えますとかそういういたものにはなっておりませんで、今回は小学校の1校の部分について、リースの対応ということをさせていただきたいというところでございます。

それから、2点目の体験学習の部分については、JAさんから支援をいただくこの35万円については、需用費のほうで体験学習に充てたいというところでございまして、そもそもは小学校、中学校それぞれに、教育振興費の中にそういう体験活動に要する費用も計上しておりますことから、それを体験学習に充てるというところになっております。そういう体験学習の内容については、各校それぞれ対応しておりますけれども、海への体験学習でしたり、それから蚕の学習でしたり、サケの学習でしたりということで、この地域の自然などを生かしたこの地域ならではの体験学習を各小学校、中学校行っているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ただいまの説明で理解はいたしました。ただ、我が地区は海もあり、山もあり、畑もありという地域柄ですので、繭、この蚕、戸倉の小学校さんなんかは繭の体験なども子供たちがやっているようですし、今浜のほうではワカメの体験などもやっているようなので、大事なことです。

一つ言いたいのは、お米、米というものの田植から収穫ということも、子供たちにとっては大切な体験だと思われますので、今後そういうことも組み入れた学習なども行っていただければなおいいのかなと思われますので、その辺を要望して終わります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 何点かお伺いしたいと思います。

ページ数6ページ、しけ被害に対しての債務負担行為ということで利子補給があります。利子ということなので貸せますよと。その分、借りた場合の利子補給をということなんですが、本当に船を手放して漁業から離れるというような方がいるというお話を聞いています。何とかもう少し手厚い支援ができないか、今検討していることをお伺いしたいなと思うのが1点目です。

それから2点目、歳入のほうでいいとページは10ページですし、歳出でいうと16ページ、民生費になるでしょうか。調整給付金。これ議案第1号じゃないな、専決処分の報告1号でしたか、で定額減税についての税制改正がありますよというようなお話で、定額減税については国の内容なので、ざっくりと確認したいんですけども、個人町県民税の所得割から1万円、それで所得税から3万円、合わせて4万円皆さんから減税しますよと。ただ、4万円も税金を納めていない方、だから減税できない人は、その分減税できませんから現金を渡しますと。その現金が調整給付金というふうな認識でありますけれども、それでいいですよねということを確認したいと思います。

それ分が、町内では2億8,000万円ですから、1人当たり4万円ですので7,000人分になりますかね。7,000人って大分こう何でしょう、切りのいい数字だなと思うんですけども、その辺の算出、どういう根拠でその額が出てきたのか、お伺いしたいと思います。これが2点目です。

それから3点目は、ページ数でいうと26ページになりますけれども、職員の皆さん的手当、給与などがあるんですが、（1）総括の部分で、職員数比較すると7名増と読み取れます。4月に当初予算が始まって、今6月ですけれども、この2か月の間に7名も増えたのかと思って、そういうふうに読めばいいのかなと思って確認しに行きました。そうしましたら、説明を聞いたたら、余計にこんがらがるような、いろいろここの会計からこうやって異動してとかというのは、ちょっといろいろ複雑なことがあるということは分かりました。なので、それについては聞きません。ただ、7名増えたってわけじゃないんですよねってことをまず一つ確認したいのと、もっと重要なのは、皆さん職場で、役場でやっている業務量、仕事量に対して人数が、人員が過不足なくというか、十分充足しているのかということが一番聞きたいところでありますので、充足しているかどうかもそうですけれども、きちんと充足していないと思いますので、充足させるために、採用のための努力、また、力を発揮してもらうための労働環境の整備にちゃんと取り組めているかということを、この人事の7名増のからくりを聞いたときに、そこが一番引っかかった、気になったところですので、新年度を迎えて

どういう人員体制で2か月ここまで進んできたのかというところも含めてお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 今回の災害対策利子補給の部分でございますが、こちらにつきましては令和6年の1月から3月にかけての大風といいますか、波浪による被害を受けた方に対する利子補給というところになっております。

この暴風被害の部分につきましては、数量、例えばワカメで申しますと、例年のシーズンから見れば半分ほどの数量にはなったものの、単価が高く推移したこともありまして、例年から見れば2割減ほどというところに収まったというところでございます。

水産業の現状を申し上げますと、こういう暴風被害だけでなく、高温の影響などで魚が取れない部分があつたり、あるいはその養殖物への成長が遅れたり、へい死したりということが現状見られております。ただ、この直接収入が減少した部分というものに対して、町で単独で支援をしていくというのはなかなか難しい部分がございますので、今後も引き続き県あるいは国などとも、どういう支援ができるのか協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） それでは、給付金ということですけれども、減税に關係いたしますので、私のほうからお答えいたします。

まず、先ほど議員おっしゃった内容で減税額はそのとおりでございます。所得税分については、1人当たり3万円。これに減税対象人数、減税対象人数といいますのは、納税義務者本人と、それから配偶者、あとは扶養の人数ですね。それと、あと個人住民税に関しては、これも同じく所得割に対して1人当たり1万円の減税となります。

その調整給付金といいますのは、これも議員おっしゃったとおり、対象となるのは引き切れなかった、減税額が引き切れなかった方々に対して給付するものです。例えば納税義務者と、あと配偶者1人、子供2人、4人いた場合は、四三、十二ですか。所得税分が12万円の減税。それから、住民税分は4人分で4万円の減税となります。これが例えばその方の所得税が10万円だったとします。すると10万円の所得に対して12万円の減税ですので、2万円まだ引き切れますと。住民税の場合、例えば住民税の所得割が3万円だった場合、その方に4万円の減税行きますので、もう1万円引き切れるということで、合わせて3万円、これが調整給付金という形で、この方に支給になる、給付になることになります。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 人事の関係で御質問がございました。このページ、26ページの総括の職員数7につきましては、あくまでこのページに関しましては、一般会計だけの数字ということもございますし、当初の部分というのは、あくまで昨年度、12月現在の数字を基に予算として4月1日というふうな形の部分でございますので、この4月から2か月の間ということではないというふうな部分がございますので、御理解いただければというふうなところでございます。

業務が充足しているのかというふうなお話もございました。まず、人事の役割といたしましては、行政目的達成のために人員を確保して、必要な人を採用して、その人材を育成すると。あわせて、職員が働きなくなるような職場環境を整えるというふうな部分が仕事であるというふうに思っているところでございます。

ただ、先ほど私、今野議員のほうにもお話ししたように、震災後、定年前で退職する職員というのが非常に多いというふうなところでございます。昨年度採用が15名というふうな説明をさせていただいたんですけども、なかなかそれでも増えていかないというのが現状でございます。今後工夫しながら職員採用を行って、併せて行政改革も推進しながら、業務の質と量の適正化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 申し訳ございません。後藤議員の質問、1点答弁漏れございました。

この調整給付金のこの予算計上した2億8,000万円の根拠ですけれども、これは実際なかなかどれぐらい給付になるかという見込みがちょっと難しく、住民税の分は町税ですので、ある程度把握ができるんですが、この所得税の分に関しましては、なかなかこちらのほうで、しかも6年度の推計所得といって見込みの所得でもって当初計算するという形になりますので、実際積算したのは、数字的には1人当たり最大で4万円とした場合に、人口の単純に6割で、あまり少なく見積もっていても予算不足になったときを考えて、一応6割ということでお見まして、7,000人の4万円ということで積算しております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） しけ被害に関してです。感覚的なことになってしまいますが、漁師さんたちって結構豪快な方が、豪放磊落な方が多くて、何か困り事があっても、大丈夫だ大

丈夫だ、がはははみたいな方もいるなというふうに思っていて、でもきっと心の中では不安があつたり、心配事をかみ殺して笑ってらっしゃるのかなと思うので、そういう方はぜひ守っていく取組をしていただきたいなと思っております。

定額減税についてですが、じやあ最初から4万円ずつ配ったほうが早いんじゃないのというのは国の話なので、町民税務課長に言ったってしょうがないんですけども、調整給付金に関しては、ちょっと一つ懸念事項があつて、あなたというか、その町民の方に、行政側から調整交付金を給付しますよというお知らせが行くことになっているようですね。そうすると、町民からすると、ある日突然役場から何万円かもらえますという通知が来る。ただ、それに対して返信をしなきゃいけない。町民側から。というふうに聞きました。還付金がありますので連絡をくださいというのは、まさに特殊詐欺のやり口そのものなので、それが役場から堂々と来ちゃうわけです。そうしないといけないので、今回そこの周知というのはかなり丁寧にやらないと、便乗するそういう不届き者がいるかもしれませんし、町民の側も、これ何か詐欺じゃないかと、返信やめようと。だって、振込先の口座番号を書いて返信してくださいということになると思うので、誰がそんな教えるかって返信しないとかね。そういうちょっと難しさがあるのかなというふうに思っています。

1人当たり4万円ですから、例えば極端な例でいうと、10人家族だと40万円になるんですね。相当な額ですので、ここはかなり丁寧な説明が必要かなと思うので、そのあたりどう取り組むのかということと、具体的に決まっていないかもしれません、大体いつ頃このやり取りが行われるのか、その時期についても伺いたいというふうに思います。ざっくり7,000人という試算の仕方からしても、大分制度がざっくりざっくりしているんだなというのはよく分かりますので、そのあたり聞きたいなと思います。

それから職員についてですが、15名採用ということですから、非常に年度かけて何度も何度も採用試験をしてやっているということだと思います。でもなかなか定着しない、どこに原因があるのかということって非常に難しい問題だと思います。けれども、いつもこの話をすると、総務課長が何か今にも口から何かエクトプラズムでも出そうな顔で答弁されるんですけども、職場環境ということに関していえば、町長であつたり、副町長であつたり、その方々のお気持ち、取り組む姿勢というのも私は大事なのかなと思っているので、この機会ですからそういう労働環境の整備ということに関して、何か一言あればぜひ伺いたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） まず詐欺、特殊詐欺全般で申し上げますと、昨今の全国、県内の特殊詐欺の件数、それから金額等を考えれば、そういったところをしっかりと注視というかしながら対策を、給付も当然なんですけれども、そういった部分もしっかりと考えていかなければならぬというふうには考えております。

これまで各戸に配布チラシ、それからホームページ等でこの給付金のお知らせをしているわけですが、その中でできる限りのスペースを割いて、住民の方の目に触れるような形でこの対策というか、詐欺ということもあり得るんだよというところはお知らせをしていきたいと思っております。あと、その制度が今回複雑であるがゆえに、そういった詐欺というところが入り込む余地というのが大きくなってくるかなというふうに思いますので、その辺はしっかりと対応していきたいと思います。

議員御指摘の町側からの通知であったり、あと申請期限が近づいてくると、こちらから申請を出されていない方に対して電話等をする機会が増えてきます。そういった部分で、本当に役場というところを信用してもらえるようなところをしっかりと見て、ちょっとまだそういったところを検討まで詰めていない状況ではありますけれども、そのあたりをしっかりとしていきたいと思っております。

給付時期でございますが、大体の想定のスケジュールに関しましては、7月上旬から中旬にかけて、対象者宛てへ確認書の発送を行いたいと思っております。その後、頂いた確認書等のシステムへの入力作業などを行いまして、8月上旬から中旬にかけて、第1回目の支給開始になるのかなというふうなスケジュールで今想定をしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦副町長。

○副町長（三浦 浩君） それでは、労働環境の整備ということで、私のほうから答弁させていただきます。

まず、何度もこの場でもお話がありましたように、職員数の安定確保ということで、いろいろな試みをしながら、職員の確保に努めてまいりたいということが1点であります。

また、各市町村で初任給を引き上げるとか、いろいろな手立てがあるようですが、なかなかそこは当町では難しいのかなと思っておりますので、人事院勧告にのっとった給与体系の整備というのもしっかりとやっていきたいと思います。

あとあわせて、休暇ですとか、そういった待遇でも現在夏休みが去年までですと、7、8、9月で3日間というような状況がありました。今年度はその期間だけがちょっと6月から10月、5か月の間に3日取れるというような状況になっております。この3日につきましても、

各市町村によって、4日、5日というような市町村もありますので、そういった条件もちょっと検討していきたいなと思っております。様々な面でそういったことを充足させていければと思います。

また、あわせまして、現状の職員の体制で適正な事務が行えるように、例えば課の統廃合であるとか、係の縮小であるとか、現状の人数に即して、また、業務に支障がないような、そういういった行革という面でも進めていければというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤伸太郎君の質疑を続行します。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） じゃあ3回目ということになるんでしょうか。定額減税につきましては、これどちらかというと急いで給付して、早く助けてほしいという気持ちも町民の中にあります。かもしれません、それよりも大分複雑な制度ですし、間違いないように、多少時間がかかるからでも進めていくべきかなと。その返信を待つ間の期間とかも、私は結構緩く、長めに取って丁寧に、ここはスピード感よりも正確さを求めたほうが私はいいのかなと思いますので、なお注意して進めていっていただければなというふうに思いました。こういう場を通じてでも、町民の皆さんにもこういう制度があって、それでどうも本当に詐欺じゃなくて、本当に還付しますよというお知らせ来るらしいということは伝えていきたいなとも思いますし、何か相談があったときには窓口はここですよとお伝えしたいなと思いますので、町民税務課と保健福祉課と、給付は保健福祉ということになると思うんですが、税に関することで町民税務課、1階の分かりやすい窓口ありますので、ぜひそこで対応していただければなというふうに思いました。

人事に関してですけれども、昨今、行政の皆さんもそうですし、あらゆる業種の中で、コンプライアンスみたいなものが厳しいですよと、世間の風当たりであったり、見る目が厳しくて、なかなかこう思い切った行動、施策、対応ということができかねる状態なのかなというふうには思います。皆さんもその抱えている業務量も多くて、日々それをこなしていくということに追われてしまうかと思いますが、ぜひ、なぜ行政職員になったのかということを思い出すタイミングも必要かなと思っておりまして、きっと誰かの役に立ちたい、今新しく入る

方なんかは、震災があって、あのときたくさん的人に助けられた、その恩返しをしたいという方だっているんじゃないかなと思いますので、萎縮してしまう気持ちも分かりますが、今副町長が労働環境の改善にしっかり取り組んでいくんだと、前向きに答弁をいただきました。何かあつたら、きっと責任を取ってくれるんだと思いますから、思い切って仕事に邁進していってほしいなというふうなのは私の願い、希望ではありますけれども、何かありましたらお答えいただければと思いますが、それをお伝えしたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 給付事務に関しては、議員おっしゃるとおり、正確性という観点から、そこはしっかり対応していきたいと思っております。今回給付に関しては保健福祉課ということになっておりますが、この定額減税の仕組み上、町民税務課と連携を取って、給付事務に当たっても町民税務課の協力もいただきながら、2課で連携をして対応してまいりたいと考えております。

それから、申請期限が、実は今国から示されているのは10月末までを申請期限として、年内で支給を完了させて、年明けに実績報告を出してほしいという、現時点での国の通達の内容でございますので、今の中ではそのスケジュールに沿った形で進めていきたいと思います。申請期限までなかなか申請がないような方については、先ほど申し上げましたように、電話等で督促というか、促して、申請のほうに誘導する形で対応してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 三浦副町長。

○副町長（三浦 浩君） 職場環境の整備並びに適正な事務執行につきましては、今後も意を用いてまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 13ページになりますか、この移住支援金という観点から質問させていただきたいと思います。

一般質問で町長の答弁の中にもありましたように、我が町の労働力、なかなか日本人といいますか、地元の方々の労働力が足りないということで、外国からの技能実習生制度の活用ということでおいでをいただいておると。現在170人から80人ぐらいの外国人の方々が移住といいますかね、住所を持ってきて、持ってきてというか、この南三陸町に住所を置いて働いてもらっているというのが現状のようであります。

この制度も毎年改正というか、昨今では当初は3年、それが5年とか、今は10年までという

ことで認められているというような状況です。しかしながら、なかなかそこまで働いてもらうという期間が保てないといいますか、いないといいますか、3年で変わってしまうというのが実情なようです。その原因は何かということになりますが、賃金の問題もあるでしょうし、外国人の方々から技能実習生、残業する会社はいい会社だと。要するに残業手当は支給される、もう働きに来てますから、残業のない会社にはいたくないというそういう思いがあるそうです。全く日本人とは逆なんですね。日本人は残業のないところを探しに行つたけれども。3年でいなくなるということで、それを5年なり6年、できれば10年ということをどうすればいいのかなということで、事業主さんたちが頭を悩めているというのが実情のようあります。

話を聞きますと、今私の知る来ている外国人、3か国か4か国だと思うんですがね。中国からおいでいただいている方々は、町県民税は免除されていると。ほかの国の方々はきちんと取られているというような、これは国際的なルールといいますか、取決めといいますか、そういうのもあって、簡単に町民税務課長何とかしろと言ったってこれ無理な話なんですけれどもね。ただ、その以外で町ができる支援というものはないものはどうかということを今質問するわけで、その辺の考えがもあるならばお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、教育費になりますけれども、この補正予算のところを見ていたんですが、計上になつてないので、どうなのかなということでおったんですが、一般質問の中で休日のクラブ活動、部活ですね、学校の。地域移行という質問がされまして、教育長も今県の人材バンク等々で検討しているというような話がありました。来年までが一応目標に地域移行、国のはうからの通達といいますかね、おるようですが、本当に国はね、国の悪口語るわけではないんだが、東京に住んでいる方々が霞が関で鉛筆をなめてね、法を整備してですよ。そうして下ろしてよこすわけ。その現状を知らない方々が、東京で住んでいる方が、地方の実態を分からぬ方々が法を整備して下ろしてよこす。下ろすほうは簡単、下ろされるほうが大変。もう少し国のはうでも考えながら法整備をしてもらいたいなというふうに思いますが、そこで、なかなか難しいようです。この地域移行。どこの市町村長も大変頭を痛めているそうです。現実的でないですから。でも時給5,000円ぐらいでお支払いしますよということになれば、これはもう働く方もいるんでしょうけれども、休みのときに働かせる、働いてもらうという、それも半分ボランティアだというんだから、誰もいないわけですよね。少しそこで教育長ね、一つなかなか実態を、県の教育長会議あると思うんです。そこで、これ全国の教

育長会議さ意見を上げてやって、意見書を文科省に提出したほうがいいと思うんです。その辺の考えいかがでしょうかというのが質問であります。

議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 賃金等については、それぞれの企業の賃金レベルがありますので、それについて町からとやかくということはなかなか言えない問題だと思います。ただ、一つ地域の方々というか、企業経営者の方々がいろいろ努力していただいているのは、地域にどう受け入れてもらっているかということの、そういう取組みたいなのはしていただいておりまして、例えば産業フェア等のイベントについては、それぞれのお国の料理を提供したりとか、その機会に地域の方々と交流をするとか、あるいはスポーツフェスティバルをやって、そこで中で地域の方々と一緒に交流するとか、そういう地域の方々と、いわゆる親しくなる機会、そういうものをつくっていただいておりますので、そういうのはもう町としてもバックアップをしておりますので、そういうことを現状としてはお手伝いをさせていただいているが、それ以外の部分についてもし何かあれば、その辺いろいろ検討もさせていただきたいというふうに思います。

今お話しのように、なかなか地元で定着ということについては大変厳しいものがございますので、先ほど言いましたように、今度国レベルになっていまして、非常に御承知だと思いますが、韓国も労働力が全く不足してきているということで、韓国が今度は外国人労働者の方々を積極的に今度は受け入れるという方針転換しましたので、そういった各国がそういう動きをしているということと、それから、ある意味東南アジアの方々が、いわゆる給料稼ぎに、仕事を稼ぎに行くわけですから、そうすると実入りのいいところにどうしても行ってしまう。そうしますと、一番多いのがオーストラリアとか台湾とか、そういうところに稼ぎに仕事に行くということになっています。そういう国際的な労働力の奪い合いというのがどんどん続いてきているということになりますので、日本も本当に本腰を入れて、本当に労働力をどう確保するかということについては、しっかり対応していかないと厳しい時代、今もううですが、厳しい時代になっていくんだろうなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 議員のお考えのとおりというか、そのとおりだと思っております。こういった地域の実態からすると、ちょっとなかなか難しい施策が下りてきているということは事実だと思っております。

教育長の会議ということで、町村の教育長会議だとか、市町村の教育長会議等がありますが、

その中で様々な要望というのを国のほうにも出しておりまして、その中に学力向上であったり、生徒指導、さらにはＩＣＴの設備の環境整備などを行っていますが、その中に今度部活動の休日移行について、なお一層のこの財政の支援であったり、人材的な支援について、さらにお願いいたしますというのは、県のほうにもこの会としてやっておりますので、なお一層会議のたびにこの点について、南三陸町としての困り感についてお伝えをして、その困り感が解消されて、子供たちにとっても先生方にとっても非常に運動しやすい、活動しやすい部活動となるように努めてまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 賃金もそうでありますし、この円安の為替の関係もかなり影響しているという話も聞きますので、これはなかなかこの町で議論しても難しい話であります、できる限りおいでをいただいている外国人の方々が気持ちよく仕事に従事できるような、行政としての支援をお願いしたいというふうに思います。

それから教育長さんには、ぜひ県、全国の教育長会議に意見書を取りまとめて、文科省のほうに申出をしていただきたいと思いますが、文科省とすれば、今度はどんなことをやって人がいないのかという、何といいますかね、何もしないで、ただいないでは駄目ですよという話が来ると思うんですよね。ですから、一応町としての形といいますかね、取るのかなとは思ってはいたんです。だから、今度の補正、幾らかその件に関しての予算が出てくるのかなと思ったのでね。なかつたから改めて質問しているんですがね。ひとつ頑張ってね。

先ほど言いましたように、大都会であれば学生さんがいっぱいいるわけですよ。そうするとアルバイトにやられる方も出てくる。しかし残念ながら、この地域ではそういう方々がいないもので、実際に働いている方々がそこに行くというような形になりますのね。ひとつ教育長さん、頑張ってね。厳しくでいいから、意見書。よく現状を見ると。これ国際的に放送されていますから。どうぞ、文科省の方々見てください、聞いてください。私の言っていることね。そういうことです。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにござりますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第11号令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第11号令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、歳入においては国庫支出金及び繰入金を、また歳出においては一般管理費を計上したものです。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） それでは、議案第11号令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について細部説明させていただきます。

補正予算書31ページをお開き願います。

今補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ501万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を20億6,301万2,000円とするものであります。

詳細につきましては事項別明細書で説明させていただきますので、37ページをお開き願います。

まず、歳入です。

3款1項1目制度関係事業費補助金は、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に向けたシステム改修に係る国庫補助金分の補正であります。

次に、6款1項1目一般会計繰入金は、オンライン資格確認システムに係る負担金の増に伴い繰入れを行うものです。

続いて次ページ、38ページ、歳出になります。

1款1項1目一般管理費の12節委託料は、ただいま歳入で御説明いたしましたマイナンバーカードと被保険者証の一体化に向けたシステム改修費用でありまして、内容につきましては、

現行の被保険者証、これが本年12月で廃止になることに伴いまして、新たに資格確認書を交付することとなるために、それに対応するための改修経費であります。

18節負担金補助及び交付金は、オンライン資格確認システムに係る負担金の増額分を補正するものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 発議第1号 地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分指定事項の一部改正について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、発議第1号地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分指定事項の一部改正についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

○事務局長（佐藤正文君） それでは、議員提出議案のほうの1ページを御覧いただきたいと思います。

発議第1号、令和6年5月28日、南三陸町議会議長星喜美男様。

提出者、南三陸町議会議員菅原辰雄。賛成者、同上佐藤正明、同上村岡賢一、同上後藤伸太郎。

地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分指定事項の一部改正について、上記の議案を、別紙のとおり南三陸町議会会議規則（平成17年南三陸町議会規則第1号）第11条第1項及び第2項の規定により提出します。

2ページをお開きください。

地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分指定事項の一部改正。

地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分指定事項（令和3年3月9日議決）の一部を次のように改正する。

前文中「地方自治法（昭和22年法律第67号）」を「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」に改める。

第3項の次に次の3項を加える。

4、解散及び欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正を行うこと。

5、法第96条第1項第5号及び南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年南三陸町条例第52号）第3条の規定により議会の議決を経て締結された財産の取得（動産の取得に限る。）に係る契約について、契約金額の5%以内の範囲内で増減させ、当該財産を取得すること（数量に変更が及ぶ場合を除く。）。

6、法第252条の7第1項、法第284条第2項及び同条第3項の規定により共同設置若しくは組織又は構成する機関等について、構成している地方公共団体の数の増減若しくは事務の変更又は規約の変更に関すること。

以上、朗読を終わります。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 提案理由。地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による専決処分について、指定事項を追加するためでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議員派遣について

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして令和6年度南三陸町議会6月会議を終了いたします。町長より挨拶がありましたら。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、6月会議の終了に当たりまして、一言御礼を申し上げたいと思います。6月会議に提案させていただきました全議案、議員の皆さん方の慎重な御審議の下に御認定を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げたいと思います。

冒頭の行政報告でちょっとお話をさせていただきましたが、能登半島の被災の4市4町に義援金と、それからお見舞金を届けてまいりました。つい先日、2回目の石川県に行ってまいりました。風景がほとんど変わっていないという状況でございまして、大変被災された皆さん方には、大変御苦労なさっているなというふうに思ってまいりました。

もう一つすごく感じたのは、南三陸町は東日本大震災の際に、大変多くのボランティアの皆さんにお入りをいただきましたが、もうほぼほぼボランティアの方々がいらっしゃらないということですので、本当に大変な状況だなというふうに思っております。少しでも、これからも季節もよくなっていますので、多くのボランティアの皆さんにお入りをいただきたいなというふうに思います。

4月3日の日に台湾の東部沖地震がございまして、町民の皆さん方に募金のお願いをさせていただいておりました。町としてお届けするお見舞金について100万円ということで決めておりますが、いろいろ行政区長さんを中心にして、町民の各世帯から募金活動いただいて、今取りまとめ中でございますが、その区長さん方を中心にしたほかにも、企業、あるいは団体、個人の方々からも義援金が届いておりまして、総額約300万円を今超すというところまで来ておりまして、南三陸町の町からの分を合わせると400万円を超えるという状況でございます。改めて町民の皆様方に厚く御礼を申し上げたいというふうに思っております。

今月の17日の日に東京にあります台北駐日経済文化代表処、いわゆる大使館ですが、そちらのほうに私直接出向いてお渡しをさせていただいて、南三陸町の思いをお届けさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

あとはないんだね、何もね。以上で終わります。

○議長（星 喜美男君） 私からも一言挨拶を申し上げます。

4日間にわたっての6月会議、大変御苦労さまでございました。今回の議会で、一般質問の在り方というものは大変浮き彫りになったものだろうと感じております。

議員必携には、一般質問は大所高所からの政策を建設的立場で議論をすべきであること、また、能率的な会議運営が必要なことを十分理解して、簡明で内容のある次元の高い質問を開くべきだとあります。質問内容が単なる事務的な見解をただすにすぎないもの、また、制度の内容の説明を求めるもの、そして、議案審議の段階でただせるものなど、一般質問としては適当でないとしております。

回数を多く一般質問を行ったからよいといいますか、じゃなくて、内容がどうだったかということが非常に重要であろうと思います。また、華と言われております一般質問は、華と言われるもの、内容が伴って初めて華となるものだろうと思っておりますので、もう一度皆さん原点に帰られまして、しっかりと一般質問にしっかりととした認識を持って、一般質問に取り組んでいただきたいと、そのように思います。大変御苦労さまでございました。

これをもちまして、令和6年度南三陸町議会6月会議を終了いたします。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時48分 散会